2025年3月31日~2026年4月1日更新分

JSCCスポーツ倶楽部総合補償制度

- 団体総合補償制度費用保険
- 施設所有·使用(管理)者賠償責任保険



クラブマネージャーの皆様の声から生まれた、皆様のクラブを守るための保険です スポーツクラブ参加者を突然襲う事故・疾病の例



「運動中のケガ」 「クラブへの往復途上での事故」



「急性心疾患」(心筋梗塞等) 「細菌性食中毒」「急性脳疾患」 「急性呼吸器疾患」



炎天下、猛暑による「熱中症」 (日射病・熱射病等) 「脱水症」「低体温症」



「スポーツクラブ運営上の 過失による事故」 「施設の欠陥や管理の 不備による事故」

JSCCスポーツクラブ総合補償制度の特長

<団体総合補償制度費用保険>

- ◎ クラブから会員への補償金(見舞金)を保険金としてクラブにお支払いします。
- ◎ ケガだけではなくスポーツをしているときに起こりがちな熱中症や脱水症、 心筋梗塞などの特定疾病も補償されます。
- ◎補償内容は会員の年齢にかかわらず一律にすることができます。
- ◎ 自宅とクラブの往復途上の事故も補償されます。住居出発前に参加者名簿で参加が確定されている参加者については、 クラブの活動に参加するための往復途上も補償可能です
- ◎地震・津波・噴火などの天災によるケガも補償されます。

別紙の「お申込み書類」をメールでお送りください。事務局より「ご請求書」をお送りさせていただきます。

任が生じた場合に負担する賠償金を補償します。

<施設所有·使用(管理)者賠償責任保険>

クラブの運営管理や活動に起因して第三者や会員の身体や

財物に損害を与えたことにより、クラブに法律上の損害賠償責



スポーツクラブの会員・イベント参加者のケガや特定疾病に備えて

<会員・イベント参加者補償制度>

- ① ケガだけではなくスポーツをしているときに起こりがちな特定疾病(※1)も補償されます。
 - ※1 特定疾病とは
 - 急性虚血心疾患(いわゆる、心筋梗塞)、急性心不全等の急性心疾患
 - ◆くも膜下出血、脳内出血等の急性脳疾患、気胸、過換気症候群等の急性呼吸器疾患
 - 日射病及び熱射病等の熱中症、脱水症、低体温症

• 細菌性食中毒

- ② 入院、通院補償は1 日目から補償されます。
- ③ 補償内容は会員の年齢にかかわらず一律です。
- ④ 地震・津波・噴火によるケガも補償されます。

※2 住居出発前に参加者名簿で参加が確定され ている参加者は、クラブの活動に参加するための往復 途上も補償可能です。

<JSCC スポーツクラブ総合補償制度・イベント総合補償制度でお支払いする補償金>

クラブから会員・イベント参加者への補償金(見舞金)をクラブにお支払いします。

お支払いする保険金の種類

- ① 災害死亡補償金
- ② 後遺障害補償金 ③ 入院補償金

- ④ 手術補償金
- ⑤ 通院補償金

補償対象の災害の種類 ① ケガ ② 特定疾病(※1)の発症

■JSCC スポーツクラブ総合補償制度 補償内容と補償金額

	補償内容		補償金額 : Aプラン	補償金額 : Bプラン	
スポーツクラ ブの登録会 員が補償の 対象になりま す。	災害死亡補償	傷害	2,000 万円	500 万円	
		特定疾病	1,000 万円	250 万円	
	後遺障害補償	傷害(最高)	2,000 万円	500 万円	
		特定疾病(最高)	1,000 万円	250 万円	
	入院日額 (180日限 度)	傷害	5,000 円	5,000 円	
		特定疾病	2,500 円	2,500 ^円	
	手術	傷害•特定疾病	手術の種類により入院日額の 10・20・40倍		
	通院日額 (90日限	傷害 ※骨折による通院は14日限度	2,000 円	1,600 円	
	度)	特定疾病	1,000 円	800 鬥	

■ ォプションイベント総合補償制度 補償内容と補償金額

	補償内容		補償金額	
	災害死亡補償	傷害	300 万	円
イベント参加 中の方々が 補償の対象 になります。		特定疾病	150 ^万	円
	後遺障害補償	傷害 (最高)	300 万	円
		特定疾病(最高)	150 ጆ	円
	入院日額 (180日限 度)	傷害	2,000	円
		特定疾病	1,000	円
	手術	傷害·特定疾病	手術の種類により入院日額の 10・20・40倍	
	通院日額 (90日限度)	傷害 ※骨折による通院は14日限度	1,000	円
		特定疾病	500	円

スポーツクラブの賠償リスクに備えて

<施設所有(管理)者賠償責任補償制度>

クラブの運営管理や活動に起因して第三者や会員・イベント参加者の身体や財物に損害を与えたことにより、クラブに法律上の損害賠償責任が生じた場合に負担する賠償金を補償します。

<生産物賠償責任補償制度>

※イベント総合補償制度のみ スポーツクラブが主催するイベントにおいて提供され た飲食物・製品が参加者に引き渡された後に、飲食 物・製品の欠陥に起因して第三者や会員・イベント 参加者の身体や財物に損害を与えたことにより、 クラブに法律上の損害賠償責任が生じた場合に負担 する賠償金を補償します

スポーツクラブ運営・イベント主催者としての責任

- 練習中にサッカーゴールが倒れ、会員がケガをしてしまった。
- 野球の打球が隣接する民家に飛び込み、ガラスを破損してしまった。

お支払いする保険金

損害賠償金

弁護士費用等

<JSCC スポーツクラブ総合補償制度・イベント総合補償制度でお支払いする補償金>

クラブから会員・イベント参加者への補償金 (費用補償金)をクラブにお支払いします。 お支払いする補償金の種類

- ① 緊急措置費用 ② 損害賠償金 ③ 損害防止・軽減費用 ④ 協力費用
- ⑤ 求償権保全・行使費用 ⑥ 争訟費用

■JSCC スポーツクラブ総合補償制度/ォプションイベント総合補償制度 補償内容と補償金額

	補償内容	補償金額
施設所有(管理)者 賠償責任保険	対人・対物 共通	1 事故につき 5億円 (免責金額:0円)
管理財物補償特約		1事故につき 1,000万円 (免責金額:5万円)

■ ォプションイベント総合補償制度 補償内容と補償金額

	補償内容	補償金額
生産物賠償責任保険	対人·対物 共通	1 事故·期間中 5億円 (免責金額:0円)

JSCC スポーツクラブ総合補償制度

オプションイベント総合補償制度

■災害補償規程

第1条 (本規程の目的)

本規程は、第4条に定める参加者が、本規程の対象としている行事(以下「本行事」といいます。)に参加中に被った傷病に対する給付内容を定めることにより、傷病を被った参加者の救済を図ることを目的とします。

第2条 (給付内容および保険契約)

- (1) 本規程の給付内容は、別表のとおりとします。
- (2) 本行事の主催者(以下「主催者」といいます。)は、本規程に基づく給付の原資を確保するために、引受保険会社をChubb損害保険株式会社とする団体総合補償制度費用保険を締結します。
- (3)前項に関わらず、骨折による通院日額の支払限度日数は14日を限度とします。

第3条(給付を行わない場合)

主催者は、参加者または給付を受け取るべき者の故意または重大な過失による傷病、既往症のほか、別に定める原因による傷病に対しては給付を行いません。

第4条 (参加者の範囲)

本規程での参加者とは、主催者の作成、保管する名簿に記載され、かつ、本行事に参加する者とします。

第5条 (給付金の支払いによる損害賠償の減免)

主催者が給付金を支払ったときは、主催者は、支払った金額を限度として、参加者に対する損害賠償の責を免れます。

第6条(給付の請求手続き)

参加者またはその給付を受け取るべき者が、本規程に基づく補償の給付を請求するときは、主催者が求める書類を提出しなければなりません。

第7条 (運営)

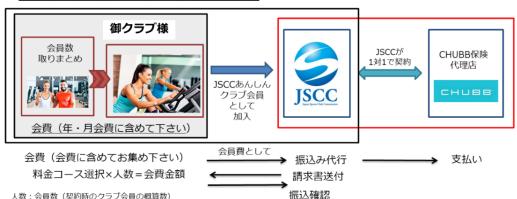
本災害補償規程は、主催者を事務局として運営します。

第8条 (発効日)

本規程は、特段の定めがない限り、第2条の保険契約の始期日から効力を有するものとします。ただし、継続契約の場合は第2条の保険契約の初年度の始期日から効力を有するものとします。

本補償制度は会員とイベント参加者のケガと特定疾病を補償するChubb損害保険株式会社の団体総合補償制度費用保険と、第三者への賠償責任が生じた場合の賠償金を補償する同じくChubb損害保険株式会社の施設所有(管理)者賠償責任保険、生産物賠償責任保険の約款と特約条項で運用されています。詳細は、引受保険会社代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

JSCCあんしんクラブ 加入・振込みフロー図



別紙の「お申込み書類」を メールでお送りください。 事務局より「ご請求書」を お送りさせていただきます。

事故が起こったとき、保険の請求をするとき。

JSCCスポーツクラブ総合補償制度担当代理店までご連絡ください。

担当 阿部

電話046-273-8795 FAX046-273-8796